
役員等報酬規程

社会福祉法人 八幡福祉協会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八幡福祉協会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、第三者委員、評議員選任解任委員会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（理事長、施設長）については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額を基準とする。
- (2) 常勤役員等で施設職員を兼任している場合については、別表1に定める額の理事長は0.3、施設長0.2を乗じた額を支給する。
- (3) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額とする。
- (4) 通勤手当については、給与退職金規程別表6の規定に準ずる額とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表3に定める額を支給する。

(出張旅費)

第5条 役員等が出張した場合は、別表4に定めた旅費を支給する。ただし、通勤手当を支給されている役員については、自宅から勤務地までの交通費は支給しない。

- 2 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
- 3 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第6条 第2条1項に該当しない常勤役員で、職員給与の支給している者は役員報酬については支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与退職金規程第10条に準じた日とする。
- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月1日より施行する。

別表1 常勤役員報酬基準

常勤役員就任期間	金 額
2年未満	月額 450,000円
4年未満	月額 500,000円
6年未満	月額 550,000円
8年未満	月額 600,000円
10年未満	月額 650,000円
10年以上	月額 700,000円

別表2 常勤役員等の退職金算定式

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{係数}$$

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。係数は理事長は2、施設長は1.5とする。

別表3 非常勤役員等の報酬

区 分	報 酬
理 事	日当 15,000円
監 事	日当 15,000円
評 議 員	日当 10,000円
評議員選任解任委員会委員	日当 10,000円
第三者委員	日当 7,000円

別表4 役員等の旅費

種 類	金 額
交通費	公共交通機関を利用した場合の実費相当額
日 当	宿泊を伴う場合は日額 1,500円
宿泊費	宿泊した場合は1泊につき 14,800円